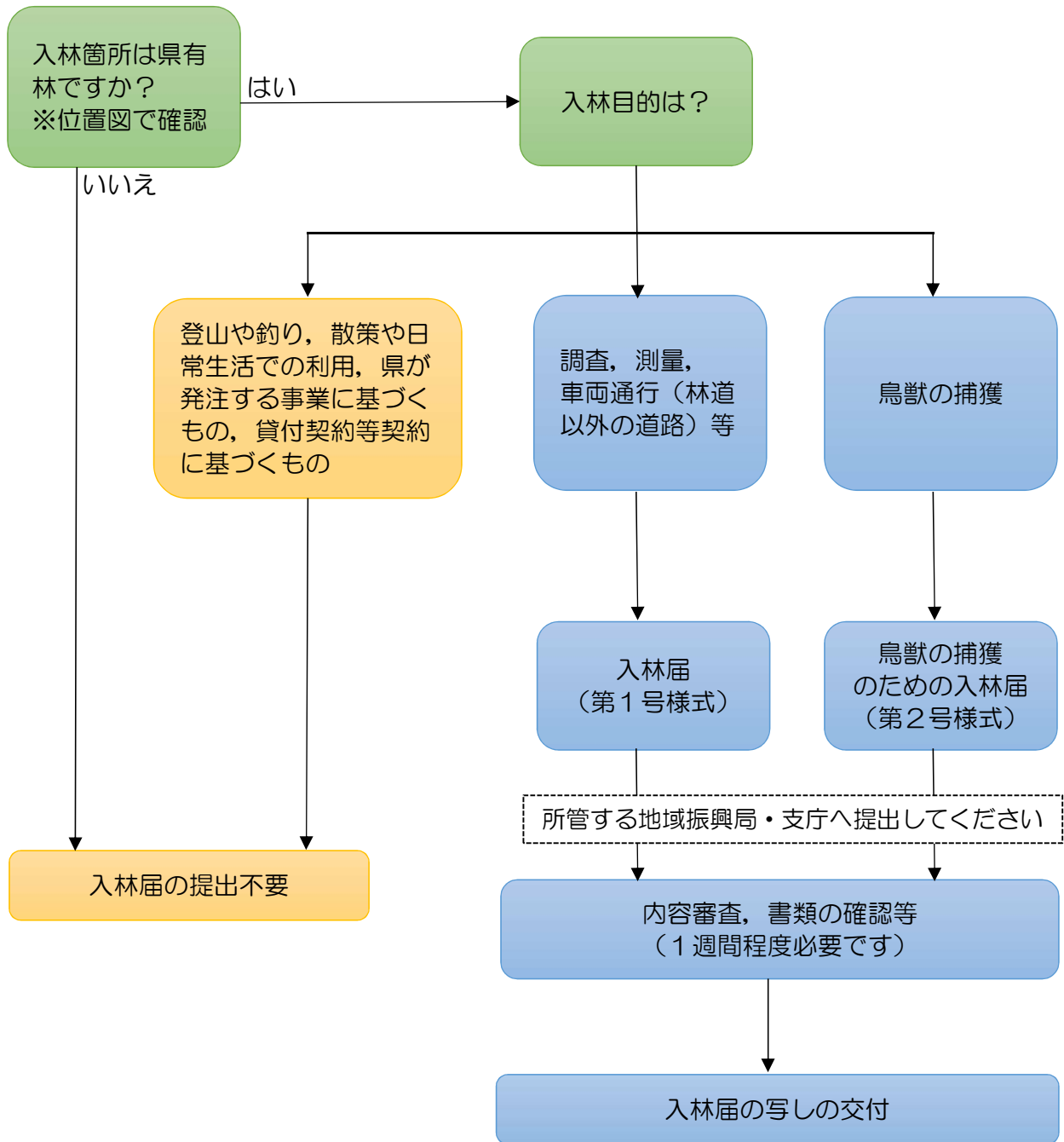


鹿児島県 県有林入林届手続きフロー



※1 工作物，物件，施設を設ける場合や林産物等の置き場として利用する場合など，継続して，県有林や県有林内林道を利用する場合，別途「公有財産貸付申請」が必要になる場合がありますので，事前に御相談ください。

※2 森林法や自然公園法その他関係法令に基づく許可が必要な行為を行う場合は，別途必要な手続を行ってください。

※3 上記以外の目的で入林する場合は，所管する地域振興局・支庁へ御相談ください。